

令和2年度山形県及び関係団体の新規就農者支援策一覧

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
1	山形県	ワンストップ窓口	—	「山形県新規就農相談センター」をセンター内に設置し、コーディネーターによる就農相談や各種支援制度の紹介を実施	—	—	(公財)やまがた農業支援センター	023-641-1117	http://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp/shinkisuno	①就農相談
2	山形県	農業短期体験プログラム	山形県で新規就農を希望する者等	○短期研修受入農業者に対して参加者1人当たり7,500円(宿泊)・5,000円(日帰り)を支援。ただし、同一農業者で9日を超える場合、1,000円/日の参加者負担あり。年間最大15日まで利用可能 ○参加に係る傷害保険料を負担	—	—	(公財)やまがた農業支援センター	023-641-1117	http://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp/shinkisuno	②農業体験
3	山形県	独立就農者育成研修事業	山形県で新規就農を希望する者等	【交付金型】 ○非農家出身で独立自営就農を目指す就農時49歳以下の者等 ○農業次世代人材投資資金(年間最大150万円)を受給しながら、先進農家等で栽培技術や経営手法を学ぶ 【県支援型】 ○非農家出身で独立自営就農を目指す就農時50歳以上の者等 ○独立就農者育成研修事業助成金を受給しながら、先進農家等で栽培技術や経営手法を学ぶ	—	—	(公財)やまがた農業支援センター	023-641-1117	http://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp/shinkisuno	④研修費用助成
4	山形県	海外研修支援事業	・山形県内において農業に従事するか、又は従事しようとする30歳未満の者 ・知事の推薦を受け、(公社)国際農業者交流協会により派遣される研修生	○海外研修往復旅費 ○研修費、研修派遣事務委託費等 ○助成額25万円	—	—	(公財)やまがた農業支援センター	023-641-1117	http://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp/shinkisuno	④研修費用助成
5	山形県	新規就農定着サポート事業	認定新規就農者等(新規参入者) ・営農費用助成は50歳以上の者	【営農費用助成】 ○所得税の申告上、必要経費として算入できる費用(減価償却費を除く)を助成。助成額36万円以内 【アドバイザーの設置】 ○農業に関するアドバイザーを設置する場合、アドバイザーに対し1年目10万円、2年目5万円を助成	—	—	(公財)やまがた農業支援センター	023-641-1117	http://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp/shinkisuno	⑤営農費用助成
6	山形県	地域で育てる担い手育成支援事業	新規就農者の確保・育成、就農定着に取組むJA等	○事業実施主体:JA、JA連合会、JAが推薦する団体 ○指導者人件費、資料・パンフレット作成費、研修費等 ○助成対象期間:R3まで ○助成率:対象経費の1/2以内(上限2,000千円)	—	—	(公財)やまがた農業支援センター	023-641-1117	http://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp/shinkisuno	⑫その他
7	山形県	新規就農パンフレット	—	新規就農者の支援制度をまとめたガイドブックを作成・配布	—	—	(公財)やまがた農業支援センター	023-641-1117	http://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp/shinkisuno	⑫その他
8	山形県	雇用就農促進事業	50歳以上の就農希望者を雇用・育成し、農業生産を拡大する農業法人等	雇用就農者に対する研修経費として、年度開始の4月1日より1年間10万円/月(令和元年度採択については、2年目5万円/月を助成)	—	—	(一社)山形県農業会議	023-622-8716	http://www.yca.or.jp	④研修費用助成
9	山形県	農の雇用事業	49歳以下の就業希望者を雇用・育成する農業法人等	新規就業者に対する研修費として、1人当たり年間最大120万円(教育研修助成金 月額最大97,000円、指導者研修費 年間最大120,000円(年間最大の内数)を助成(新法人設立タイプは最長4年間)	—	—	(一社)山形県農業会議	023-622-8717	http://www.yca.or.jp	④研修費用助成
10	山形県	新規就農支援研修	県内で新規就農を希望する者等	優れた農業経営者や県の試験研究機関での農作業を通じた実践的な栽培技術の習得と、農林大学校での講義による基礎知識の学習を合わせた1年間の研修	令和2年2月中旬～令和2年3月31日	50名	山形県立農林大学校	0233-22-8794	http://ynodai.ac.jp/	③研修制度
11	山形県	働きながら学ぶ農業入門講座	県内で新規就農を希望する者等	就農に向けて他産業に従事しながら、水稲・果樹・野菜栽培の基礎を学ぶ夜間の研修と休日の現地講習を実施。(講義5～7回、現地講習1～2回予定)	令和2年3月中旬～令和2年4月10日	稲作講座60名 果樹講座30名 野菜講座30名	山形県立農林大学校	0233-22-8794	http://ynodai.ac.jp/	③研修制度
12	各市町村	農業次世代人材投資資金(経営開始型)	独立・自営就農する経営開始5年以内の新規就農者(就農時49歳以下)	年間最大150万円を交付。	—	—	—	—	—	⑪所得確保(給付金等)
13	各市町村	強い農業・担い手づくり総合支援事業	・認定農業者 ・認定新規就農者 ・適切な人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体等	融資を受けて農業用機械等を導入する際に、融資残について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を支援。 【補助率】:事業費の3/10以内	—	—	—	—	—	⑫その他
14	①山形市	新規就農バスツアー	山形市に就農を希望する山形県農林大学校学生	バスツアー。市内の農家、団地等を視察訪問する。参加費無料 尚、この事業は平成30年度より、山形市新規就農者受入協議会の取り組みとして実施	令和2年8月頃予定	予算内	農林部農政課	023-641-1212(内線436)	—	②農業体験
15	①山形市	新規就農短期体験フリープラン	山形市に就農を希望する他産業従事者、学生等で満70歳までの者	山形市内の受入農家に農作業を体験する。期間は1～5日、内容は受入農家との相談による 尚、この事業は平成30年度より、山形市新規就農者受入協議会の取り組みとして実施	随時募集	体験事業実施可能な範囲で参加者を募集する	農林部農政課	023-641-1212(内線436)	—	②農業体験
16	①山形市	就農研修サポート事業	新規就農者等	山形市の補助を受けて受入協議会で実施する。 ○大学や県農業機関等の県内の研修に参加する場合、その研修の参加費について助成(年間上限10万円、費用の2分の1以内の額) ○相談アドバイザー等の営農指導を行うベテラン農業者に対して助成(指導を受け持つ就農から5年目までの新規就農者1人につき、1年目10万円、2年目以降5万円が算定した金額を交付)	随時募集	予算内	農林部農政課	023-641-1212(内線436)	—	④研修費用助成
17	①山形市	新規就農支援事業(農地賃借・機械・施設導入)	非農家出身で就農から3年以内の者(18歳～70歳)	70歳以下の非農家出身者の農地賃借や、農業用機械・施設の購入費を補助。 ○農地:実際の賃借料と補助基準額に、賃借面積を乗じて得た額のいずれか少ない額で、1人10万円/年を限度。最長3年 ○機械・施設:補助率30%、上限30万円。就農から3年まで	随時募集	予算内	農林部農政課	023-641-1212(内線436)	—	⑤営農費用助成
18	①山形市	新規就農支援事業(住宅家賃)	本市に転入し、農業を継続的に営もうとする新規就農者及び研修生(就農時50歳未満)	市外から市内に住所異動し、新たに市内で農業を始める新規就農者又は研修生に対し、住宅家賃の1/2以内の額を補助(上限4万円/月)(研修最大2年間 就農後最大5年間)	随時募集	予算内	農林部農政課	023-641-1212(内線436)	—	⑨住宅助成
19	②上山市	上山市担い手等経営確立支援事業費補助金	・認定新規就農者 ・認定農業者 ・集落営農組織	農業用機械・施設で、耐用年数が5年以上のもの(中古は2年以上)の購入費を助成 ・認定新規就農者:補助率1/2(上限250千円) ・認定農業者、集落営農組織:補助率1/3(上限200千円)	令和2年4月初旬～4月末	認定新規就農者を優先に予算の範囲内で交付決定	農林夢づくり課農政企画係	023-672-1111(内線401)	—	⑤営農費用助成
20	②上山市	上山市担い手等経営確立支援事業費補助金	・認定新規就農者	農地法の許可に基づき賃借する農地及び農地中間管理事業を活用して賃借する農地の賃借料を助成。(補助率1/2、上限10万円)	令和2年4月初旬～4月末	予算の範囲内で交付決定	農林夢づくり課農政企画係	023-672-1111(内線401)	—	⑧農地取得支援

No.	自治体等名	事業・支援名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
21	③天童市	天童市農業後継者 県外派遣事業	農業後継者等で構成する団体	県外研修に係る経費の1/3の額（1人当たり1万5千円 を上限）を助成	随時募集	不定	農林課	023-654-1111 (内線215)	www.city.tendo. yamagata.jp	④研修費用助成
22	③天童市	農業担い手等経営 確立支援事業	認定新規就農者	認定新規就農者が、必要な機械等の導入又は整備す る時の経費を助成。金額は経費に1/3を乗じて得た額 又は40万円のいずれか低い額。就農5年以内の農外か らの新規参入者は、70万円のいずれか低い額	年二回	不定	農林課	023-654-1111 (内線215)	www.city.tendo. yamagata.jp	⑤営農費用助成
23	③天童市	天童市新規就農者 連絡協議会活動支援 事業	天童市新規就農者連絡協議会	天童市新規就農者連絡協議会が行う、先進地視察研 修、定期勉強会、講師を招いての実施研修等に要す る経費に対し、15万円を助成	随時募集	不定	農林課	023-654-1111 (内線215)	www.city.tendo. yamagata.jp	⑦受入農家への助 成
24	④山辺町	青年農業者団体支 援事業	山辺町青年農業者連絡協議会	青年農業者交流等の目的団体への研修、企画事業等 への助成（定額）	—	—	産業課	023-667-1106	—	⑫その他
25	⑤中山町	稲作経営安定対策 支援事業	認定新規就農者 認定農業者	水稲を新規賃貸借したときに10aあたり3,000円を3 年間補助	—	—	産業振興課	023-662-2063	—	⑧農地取得支援
26	⑤中山町	果樹等経営安定対 策支援事業	認定新規就農者 認定農業者	果樹等に使用した農業の10%を補助	—	—	産業振興課	023-662-2063	—	⑤営農費用助成
27	⑤中山町	生産基盤強化支援 事業	認定新規就農者 認定農業者	農業用機械の導入に要する経費3/10(上限30万円)を 補助	—	—	産業振興課	023-662-2063	—	⑤営農費用助成
28	⑥寒河江市	寒河江市担い手新 規就農支援事業	(1)新規就農者／認定新規就農 者又は年度内に認定新規就農 者となることが見込まれる者 (2)中高年就農者／50歳以上65 歳未満のもので、新規に就農 又は専業農家となり5年以内の もので認定新規就農者と同水 準の営農を行なっている者	施設整備、機械購入、基盤整備等の営農に係る経費 を助成。50歳未満の新規就農者は、事業費の1/2以内の 100万円が限度（50歳～65歳未満の中高年就農者は50 万円、夫婦ともに就農する場合は150万円が限度）	—	—	農林課	0237-85-1763	—	⑤営農費用助成
29	⑥寒河江市	寒河江市農業後継 者育成事業	寒河江市内の農業後継者	団体が自主的に行う講演会や視察研修会等の活動経 費に対し定額助成(30万円)	—	—	農林課	0237-85-1763	—	⑫その他
30	⑥寒河江市	寒河江市担い手新 規就農支援事業	(1)新規就農者／認定新規就農 者又は年度内に認定新規就農 者となることが見込まれる者 (2)中高年就農者／50歳以上65 歳未満のもので、新規に就農 又は専業農家となり5年以内の もので認定新規就農者と同水 準の営農を行なっている者	農地の賃借料助成。10a以上の農地を5年以上賃貸借 契約を行った場合に契約から2年を限度に、賃貸料 の1/2を助成（ただし、参考小作料が上限）	—	—	農林課	0237-85-1763	—	⑧農地取得支援
31	⑥寒河江市	寒河江市新規就農 者支援育成協議会 事業	寒河江市で新規就農を希望す る者及び新規就農者等	市農林課・農業委員会・西村山農業技術普及課・J Aさがえ西村山・市農業士会・広域農業活性化セン ター・担い手の会等で構成された協議会が、新規就 農者等の支援と育成・確保を図るため、各組織が連 携して様々な相談や情報提供等を行う	—	—	農林課	0237-85-1763	—	⑫その他
32	⑥寒河江市	新規就農者定住促 進支援事業	本市に転入し、農業を継続的 に営もうとする新規就農者及 び研修生	【住宅支援事業】 市外から市内に定住し、新たに市内の農地を活用し 農業を始める50歳未満の新規就農者又は研修生に対 し、家賃の1/2（上限4万円/月）、光熱水費を一律 5,000円/月を補助（5年間）	—	—	農林課	0237-85-1763	https://www.city.sagae. yamagata.jp/jigyuu/ nougyou/index.html	⑨住宅助成
33	⑥寒河江市	新規就農者定住促 進支援事業	上記の新規就農者又は研修生 に対し営農指導等を行う認定 農業者及び新規就農者支援育 成協議会会員（3親等以内の親 族は除く）	【営農支援事業】 住宅支援事業を活用する新規就農者又は研修生へ、 アドバイザー設置費用（営農指導委託料）として5万 円/年を助成（2年間）	—	—	農林課	0237-85-1763	https://www.city.sagae. yamagata.jp/jigyuu/ nougyou/index.html	⑦受入農家への助 成
34	⑥寒河江市	寒河江市担い手新 規就農支援事業	45歳未満の男性就農者又は60 歳未満の女性就農者	45歳未満の男性就農者又は60歳未満の女性就農者が 海外で農業研修を行う場合、交通費、宿泊費、その 他研修に直接必要な経費（渡航手続費用、傷害保険 料等に要する経費は除く）を助成。20万円が限度	—	—	農林課	0237-85-1763	—	④研修費用助成
35	⑦河北町	河北町青年農業者 等支援事業	青年農業者（45歳未満の 者）、河北町農業士会、河北 町認定農業者の会など	(1)農業者に関する研修（海外研修、国内研修） (2)新規就農者を育成又は確保する事業 (3)消費者との交流事業 (4)生産、流通、販売及び経営等に関する事業で、自 ら新たに開拓する事業や農産物の新品種又は農産加 工の新技術の研究開発等を図る事業 上記事業に対し、個人又は1団体あたり20万円を限 度に支給	—	—	農林振興課 農業振興係	0237-73-2112	—	④研修費用助成 ⑦受入農家への助 成 ⑩販路拡大
36	⑦河北町	河北町青年農業者 等支援事業	青年農業者（45歳未満の 者）、河北町農業士会、河北 町認定農業者の会など	新規就農者を育成又は確保する事業（例：新規就農 者を対象とする研修会等）に対し助成。個人又は1団 体あたり20万円が限度	—	—	農林振興課 農業振興係	0237-73-2112	—	⑦受入農家への助 成
37	⑦河北町	河北町青年農業者 等支援事業	青年農業者（45歳未満の 者）、河北町農業士会、河北 町認定農業者の会など	消費者等との交流事業（例：各種イベントの実施及 び参加等）に対し助成。個人又は1団体あたり20万円 が限度	—	—	農林振興課 農業振興係	0237-73-2112	—	⑩販路拡大
38	⑦河北町	河北町青年農業者 等支援事業	青年農業者（45歳未満の 者）、河北町農業士会、河北 町認定農業者の会など	生産、流通、販売及び経営等に関する事業で、自 ら新たに開拓する事業や農産物の新品種又は農産加 工の新技術の研究開発等を図る事業に対し助成。個人 又は1団体あたり20万円を限度	—	—	農林振興課 農業振興係	0237-73-2112	—	⑩販路拡大
39	⑦河北町	河北町就農研修生 受入協議会事業		(1)就農研修生の募集及び指導 (2)新規就農者の営農支援 (3)受入農家の資質向上 (4)会員相互の情報交換 (5)経営・技術、資金及び農地等に関する関係機関・ 団体との連携	—	—	農林振興課 農業振興係	0237-73-2112	http://kahokuagri. wp.xdomain.jp/	③研修制度
40	⑦河北町	新規就農者定住支 援事業	認定新規就農者等	家賃月額2分の1又は月額4万円のいずれか低い 額を最長3年間	—	—	農林振興課 農業振興係	0237-73-2112	—	⑨住宅助成
41	⑧西川町	農業担い手育成事 業	町内の担い手農業者等	西川町農業担い手協議会で、以下の取組みを実施 (1)就農研修生の勧誘・指導 (2)受入農家の資質向上 (3)会員相互の情報交換	随時募集	—	産業振興課	0237-74-2113	—	③研修制度
42	⑧西川町	技術習得支援事業	町内の担い手農業者等	農業機械等の操作や簿記等の専門技術を習得するた めの研修等経費を助成（1/2以内）	随時募集	—	産業振興課	0237-74-2113	—	④研修費用助成
43	⑧西川町	国内外研修支援事 業	町に居住する者	国内外研修費用を支援。実質旅費の1/2以内。国内の 場合は、3日以上の研修（上限：個人10万円、団体30 万円）。国外の場合は、5日以上の研修（上限：個人 30万円、団体90万円）	随時募集	—	生涯学習課	0237-74-3131	—	④研修費用助成

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
44	⑧西川町	農作業受託組織等機械整備支援事業	認定新規就農者等	農作業受託組織等の機械整備を支援。認定新規就農者の場合1/3以内、上限額100万円	随時募集	—	産業振興課	0237-74-2113	—	⑤営農費用助成
45	⑧西川町	新規就農者等生活支援事業	町内に住所を移し、住宅を借りる新規就農者	町内に住所を移し、住宅を借りる新規就農者を助成(住宅費2万/月、光熱費5千円/月以内)	随時募集	—	産業振興課	0237-74-2113	—	⑨住宅助成
46	⑧西川町	農業担い手育成事業	農業体験受入農家	農業体験受入農家に対し支援。5,000円/日	随時募集	—	産業振興課	0237-74-2113	—	⑦受入農家への助成
47	⑧西川町	農業担い手育成事業	町内の農業法人等	新規就農者を雇用した法人等に対する支援。100,000円/人	随時募集	—	産業振興課	0237-74-2113	—	⑥雇費用助成
48	⑧西川町	農業担い手育成事業	町内の農業法人等に就職する新規就農者	新規就農者に対する支援。100,000円/人	随時募集	—	産業振興課	0237-74-2113	—	⑪所得確保(給付金等)
49	⑧西川町	農業担い手育成事業	認定新規就農者等	認定農業者等のビニールハウス購入及びリース経費に対する助成。認定新規就農者の場合1/3以内。	随時募集	—	産業振興課	0237-74-2113	—	⑤営農費用助成
50	⑧西川町	農業担い手育成事業	Uターン就農者	機械リース代補助1/3、上限10万円	随時募集	—	産業振興課	0237-74-2113	—	⑤営農費用助成
51	⑨朝日町	朝日町新規就農者等支援事業	就農しなかったとき、中退したとき等は助成金を返還	○農林大学校入学支援 町内で就農することを条件に、農林大学校の授業料を助成。最大2年間	—	—	農林振興課	0237-67-2114	—	④研修費用助成
52	⑨朝日町	朝日町新規就農者等支援事業	—	○就農等条件整備支援 青年等就農計画に即した機械・施設等の購入費用を補助。国の強い農業・担い手づくり総合支援事業の場合、事業費の1/6以内の額とし上限100万円。経営体育成支援事業に該当しない場合は事業費の1/3の額又は、上限100万円のいずれか低い額	—	—	農林振興課	0237-67-2114	—	⑤営農費用助成
53	⑨朝日町	朝日町新規就農者等支援事業	—	○実践農業研修生受入支援 研修生の受入農家に対して受入に要する経費を補助。経費の1/4以内、3万円/月が限度	—	—	農林振興課	0237-67-2114	—	⑦受入農家への助成
54	⑨朝日町	朝日町新規就農者等支援事業	長期研修生や認定新規就農者が利用する場合は光熱水費実費負担	○農業研修生等の宿泊施設完備 農業研修生及び認定新規就農者とその家族が使用可能な無料宿泊施設有	—	—	農林振興課	0237-67-2114	—	⑨住宅助成
55	⑨朝日町	朝日町新規就農者等支援事業	—	○新規就農者生活支援 50歳以上で新規参入及び独立して農業経営を始めた認定新規就農者に対して生活費を補助。25,000円/月以内とし、新規就農の日から3年以内	—	—	農林振興課	0237-67-2114	—	⑪所得確保(給付金等)
56	⑨朝日町	朝日町チャレンジファーマー応援事業	—	町の農業において先進的な取り組み等を行う際に要した経費を助成。事業費の1/2以内とし上限100万円	—	—	農林振興課	0237-67-2114	—	⑤営農費用助成
57	⑨朝日町	電動アシスト剪定鋏普及事業	認定新規就農者等	電動アシスト剪定鋏購入費の1/3以内とし上限5万円	—	—	農林振興課	0237-67-2114	—	⑤営農費用助成
58	⑩大江町	就農研修生受入事業	—	大江町就農研修生受入協議会(OSINの会)と連携した就農研修生育成活動に対する支援として、以下を実施 (1)就農研修生の勧誘・指導 (2)会員相互の情報交換 (3)他支援団体との連携等	—	—	農林課	0237-62-2115	—	②農業体験 ③研修制度 ⑧農地取得支援 ⑨販路拡大
59	⑩大江町	大江町農機具等整備事業費補助事業	認定新規就農者	農機具購入補助として、20万円以上の農機具を購入した場合、購入費の1/2を補助(上限50万円)	—	予算の範囲内	農林課	0237-62-2115	—	⑤営農費用助成
60	⑩大江町	大江町新規就農者家賃等補助事業	本町に移住し新規に就農を開始する者で、将来にわたり大江町で営農をおこなう意思がある者。	家族で賃貸住宅を借りる場合、家賃4万円/月限度、光熱水費1万円/月限度に助成。単身者は、無料で研修施設を使用可能	—	—	農林課	0237-62-2115	—	⑨住宅助成
61	⑩大江町	大江町新規就農者用住宅事業	本町に移住し新規に就農を開始する者で、将来にわたり大江町で営農をおこなう意思がある者。	新規就農者用住宅(H26～30年度に各1棟を整備)をとして、家族で移住する新規就農者に賃貸住宅として利用してもらう。家賃5万円、上記の補助金を活用すると家賃月1万円が居住可能。	—	—	農林課	0237-62-2115	—	⑨住宅助成
62	⑩大江町	大江町新規就農者用農業共同作業所設置事業	本町に移住し新規に就農を開始する者で、将来にわたり大江町で営農をおこなう意思がある者。	平成28年度にJAの倉庫を、平成30年度に旧保育園を改修し、新規就農者が共同で利用することのできる作業所を2箇所設置。作業小屋等を持たない新規就農者が選果や箱詰め等の作業ができる環境を整え、利便性を高める。	—	—	農林課	0237-62-2115	—	⑫その他
63	⑩大江町	大江町新規就農者用農機具共同利用事業	本町に移住し新規に就農を開始する者で、将来にわたり大江町で営農をおこなう意思がある者。	新規就農者が高額な農機具を共同で購入し、利用するための団体に対して町が補助金を出し、個人で購入することが困難な農機具を揃えて利便性を高める。	—	—	農林課	0237-62-2115	—	⑫その他
64	⑩大江町	大江町新規就農者用作業小屋設置改修支援事業	認定新規就農者	農作業小屋の新築または既存小屋の改修に要する費用の1/2を補助(上限50万円)	—	予算の範囲内	農林課	0237-62-2115	—	⑤営農費用助成
65	⑪村山市	農産物生産費用補助「いっくど農業ねっぐプログラム」(村山市担い手創造推進事業)	市内の認定新規就農者または市内で就農して認定新規就農者となる者が確実に見込まれる者(経営開始5年以内)	○農産物生産に要する経費に対する補助 市が認める費用の1/2を補助 【上限】 ・所得税の青色申告制度を活用する者 300,000円 ・所得税の青色申告制度を活用しない者 200,000円	随時募集	予算の範囲内	農林課	0237-55-2111 (内線251～252)	https://www.city.murayama.lg.jp/	⑤営農費用助成
66	⑪村山市	村山市担い手創造推進協議会「いっくど農業ねっぐプログラム」(村山市担い手創造推進事業)	市内での就農を希望する方または市内で就農している方	○村山市担い手創造推進協議会による総合支援 平成28年7月に設立。就農者の募集や就農・営農相談への対応、就農体験・研修の受け入れ、農業者間の情報共有・交流事業など「仲間づくり」の観点で幅広い活動を展開していく	随時募集	予算の範囲内	農林課	0237-55-2111 (内線251～252)	https://www.city.murayama.lg.jp/	⑫その他
67	⑪村山市	村山市新規就農者ネットワーク「いっくど農業ねっぐプログラム」(村山市担い手創造推進事業)	市内の認定新規就農者または認定新規就農者と同等と認める者	○村山市新規就農者ネットワークによる情報共有・交流活動 担い手として着実に定着することを目的に、新規就農者たちが連携し、個人・相互の経営向上・確立に向けて情報共有や交流活動に取り組んでいく	随時募集	予算の範囲内	農林課	0237-55-2111 (内線251～252)	https://www.city.murayama.lg.jp/	⑫その他
68	⑪村山市	専門家による指導・研修「いっくど農業ねっぐプログラム」(村山市担い手創造推進事業)	市内の認定新規就農者または認定新規就農者と同等と認める者	○専門家による指導・研修 経営の合理化や発展化を図り、青色申告や法人への移行を目指す方に、税理士等の専門家による指導・研修を行う	随時募集	予算の範囲内	農林課	0237-55-2111 (内線251～252)	https://www.city.murayama.lg.jp/	③研修制度

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
69	⑫東根市	農業後継者海外(国内)派遣事業	<海外>市内で農業に従事し将来においても農業経営を目指す意欲と能力を有する心身ともに健康な者で、40歳未満であり、認定農業者及び認定農業志向者等 <国内>市内で農業に従事し将来においても農業経営を目指す意欲と能力を有する心身ともに健康な40歳未満の市長が適当と認める者	海外又は国内で研修を受ける場合の必要経費を助成。経費1/2以内の額または、海外の場合1人当たり25万円、国内の場合2万円のいずれかの低い額	—	予算の範囲内	農林課	0237-42-1111	—	③研修制度
70	⑬尾花沢市	すいか耕作チャレンジ支援事業	市外在住者で尾花沢市内ですいかを栽培することに興味や意欲のある者	宿泊費等(交通費含む)の滞在に要する経費(1万円/日 ※年間7日間以内)	—	—	農林課	0237-22-1111	—	④研修費用助成
71	⑬尾花沢市	新・農業人参入支援事業	市外から尾花沢市へ転居し農業により生計を立てようとしている者	①生活費支援10万円/月 ②賃貸住宅等への住宅費支援 上限3万円/月 ③車両借上料への支援 上限5万円/月 ※いずれも最長24ヶ月以内、①のみ夫婦で研修する場合は1.5倍	—	—	農林課	0237-22-1111	—	④研修費用助成
72	⑬尾花沢市	新・農業人参入支援事業	市外から転居し農業により生計を立てようとしている者(就農条件整備、振興作物栽培支援以外は転居から1年以内の申請に限る)	農地の賃借料を支援(1万円/10a以内、上限10万円)	—	—	農林課	0237-22-1111	—	⑧農地取得支援
73	⑬尾花沢市	新・農業人参入支援事業	市外から転居し農業により生計を立てようとしている者(就農条件整備、振興作物栽培支援以外は転居から1年以内の申請に限る)	すいか栽培等に関わる資材代、種苗代等への支援(全額、上限30万円)	—	—	農林課	0237-22-1111	—	⑤営農費用助成
74	⑭大石田町	新規就農者等生活支援補助金	町外から大石田町に転居し、住宅を借りる新規就農者	町外から大石田町に転居し、住宅を借りる新規就農者を助成(住宅費2万円/月、光熱費5千円/月以内)	随時募集	予算の範囲内	産業振興課	0237-35-2111	—	⑨住宅助成
75	⑮新庄市	新庄市新規就農連絡会議	—	市内農業関係団体で構成する連絡会議であり、新規就農者に係る総合的な対策を行う。また、振興作物栽培研修モデル事業の審査を行い、技術継承と担い手育成につながる指導を行う。	—	若干名	農林課 農政企画室	0233-22-2111 (内線270、267)	—	①就農相談
76	⑮新庄市	振興作物栽培研修モデル事業	研修生は、市内在住の18歳以上65歳未満の新規就農者であること。	新規就農者が市振興作物の栽培技術習得に係る研修費(支払賃金)を受入れ農業者に助成する。(補助率1/2、最大60万円)	—	若干名	農林課 農政企画室	0233-22-2111 (内線270)	—	⑦受入農家への助成
77	⑮新庄市	振興作物シニアチャレンジ支援事業	市内在住の65歳未満で新たに市振興作物に取組む者で、農業次世代投資資金の給付を受けている者を除く。	新たに市振興作物に取組む場合に排水対策や資材購入費用を助成。応募多数の場合は選考を実施する。(補助率1/2、最大30万円、面積・栽培要件等有)	—	若干名	農林課 農業振興室	0233-22-2111 (内線269)	—	⑤営農費用助成
78	⑯金山町	金山町農業後継者青年部活動活性化事業補助金	—	団体を通じて、研修等の活動費用を助成。1団体あたり最大16万円	—	—	産業課	0233-52-2111 (内線408)	—	④研修費用助成
79	⑰最上町	担い手農業者研修活動支援事業	55歳までの新規就農者及び認定農業者	研修活動に係る費用を助成	—	—	農林課	0233-43-2016	—	④研修費用助成
80	⑰最上町	若手認定農業者と新規就農者の研修事業	概ね55歳以下の認定農業者と新規就農者	認定農業者組織の活動の一環として、新規就農者と若手認定農業者合同の研修会を実施	—	—	農林課	0233-43-2016	—	⑫その他
81	⑱舟形町	新規就農予定者支援事業	—	卒業後、舟形町で就業予定の農林大学校入学生の授業料の助成	—	—	農業振興課	0233-32-0947 (直通)	—	④研修費用助成
82	⑱舟形町	園芸拡大スピードアップ事業	①販売額70万円以上を目指す新規就農者 ②販売額70万円以上を目指す新たに対象作物を栽培する農業者 ③事業実施前年と3年後を比較して、販売額が補助金額を2倍した額以上の拡大が見込める者	補助率…補助率1/2(左記③は1/3)で、上限額は50万円 対象経費…暗渠、明渠、土壌改良、種苗、機械等の導入費用 対象作物…ねぎ、にら、アスパラガス、行者にんにく等の町の重点振興作物又は町営農相談所が推奨する作物 ※事業申請者が35歳以下の場合、補助率10/10に引き上げ(上限は変更なし) ※事業申請者が50歳以上65歳以下の場合、補助率3/4に引き上げ(上限は変更なし)	令和2年4月1日 ～ 令和2年6月10日	予算の範囲内	農業振興課	0233-32-0947 (直通)	—	⑤営農費用助成
83	⑱舟形町	中古農機導入促進事業	町内に在住する2戸以上の米の販売農家で構成する団体 ※認定農業者、認定新規就農者、法人は、対象外 ※対象となる中古機械を共同利用すること ※主食用米の栽培面積が1戸あたり35a以上あること ※生産の目安を達成すること ※税及び公共料金を滞納していないこと	補助率…補助率1/3に相当する額又は助成限度額(80万円)のいずれか低い額 対象機械…トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機 ※法定耐用年数(7年)の残りが2年以上あること又は、実際に5年以上使用できる中古機械 ※町内の農機具販売店から購入すること	令和2年4月1日 ～	予算の範囲内	農業振興課	0233-32-0947 (直通)	—	⑤営農費用助成
84	⑳大蔵村	農業後継者等自立支援事業	—	研究及び交流事業に係る事業費の8割(限度額12万円)を助成	—	—	産業振興課	0233-75-2105	—	④研修費用助成
85	⑳大蔵村	農業後継者等自立支援事業	—	農業経営に必要な農地取得及び施設整備で、自己負担分の借入に係る約定償還表により確認した借入日から、5ヵ年分の利子相当額(限度額100万円)を助成	—	—	産業振興課	0233-75-2105	—	⑤営農費用助成
86	⑳大蔵村	新規就農者確保事業	—	新規就農年次にのみ、50万円を村でかさ上げして給付する。	—	—	産業振興課	0233-75-2105	—	⑤営農費用助成
87	㉑鮭川村	農業次世代人材投資事業	—	農業次世代人材投資資金(経営開始型)に適合した就農者に、年額50万円をかさ上げ給付する。	—	—	産業振興課	0233-55-2111	—	⑪所得確保(給付金等)
88	㉑鮭川村	鮭川村青年就農者経営継続安定化給付金事業	青年就農給付金(経営開始型)受給満了後営農を継続していること	青年就農給付金(経営開始型)の受給満了し、なおかつ営農を継続している農業者に、受給満了後の次年度に限り30万円給付する。	—	—	産業振興課	0233-55-2111	—	⑪所得確保(給付金等)
89	㉑鮭川村	いいですね定住推進事業	県内外の新規就農や県内への移住希望者	農業人フェアやセミナーを開催しながら、県外からの農業移住者を募り、農業体験を行いながら移住ツアーを実施。 併せて研修を実施しながら後継者の育成を図る。	—	—	産業振興課 むらづくり推進課	0233-55-2111	—	②農業体験
90	㉒戸沢村	新規就農者支援事業	青年就農給付金対象者、50歳未満の新規就農者・給付後の農業経営の調査必要	就業年次に50万円の給付。但し、45歳以上は30万円給付。	随時募集	—	産業振興課	0233-72-2111	http://www.vill.tozawa.yamagata.jp/	⑪所得確保(給付金等)
91	㉓米沢市	米沢市新規就農者研修実施事業	農業研修希望者を受け入れた農家の方	新規就農者の農業研修を受け入れた農家へ、謝金12万円(月額1万円×12月)を助成	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	受け入れ農家数2人	農業委員会 事務局	0238-22-5111	—	④研修費用助成
92	㉓米沢市	米沢市未来を拓く農業支援事業	45歳未満の新規就農者	農業後継者・新規就農者が自ら主体となって行う作物の栽培や新たな栽培方法等の導入・新商品開発事業等の積極的な取組を支援する。補助率1/2(上限100万円)	令和2年4月1日～ (予算の範囲内)	予算の範囲内	農林課	0238-22-5111	http://www.city.yonezawa.yamagata.jp/	⑤営農費用助成

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
93	㉔南陽市	農業支援ワンス トップ相談窓口	-	本市での新規就農に係る相談から、体験・研修先の紹介、就業・定着まで、南陽市農業振興協議会「担い手育成支援部会」の部員が連携しながら地域全体でサポートする取組み。 新規就農に限らず、農業に関連した様々な問題についても相談窓口を一元化し、課題の早期解決に努めている。	-	-	農林課	0238-40-8309	http://www.city.nanryo.yamagata.jp	①就農相談
94	㉔南陽市	農業研修支援事業	①市内農業者の実施する研修を受講する市外の者 ②研修を受け入れた農業者	農業研修を実施するにあたり、宿泊場所の確保が課題となっていることから、市内農業者の実施する農業研修を受講する市外の受講者の市内旅館等を利用した場合の宿泊費に対して助成を行う（1泊2.5千円）。 また、研修を受け入れた市内農業者に対して報償費（1回5千円）を支出することで、後継者育成の気運を高める。	令和2年4月～ 令和3年3月31日	予算の範囲内	農林課	0238-40-8309	http://www.city.nanryo.yamagata.jp	④研修費用助成
95	㉕高畠町	新規就農者及び農業研修生家賃補助事業	認定新規就農者で、町税（国民健康保険を含む。）の滞納がない者で、町内に転入した者	賃借が可能な空き家等の情報を集約し、情報提供等を行う 住宅等について賃借契約を結び、町内に住所を移した青年新規就農者等に対し、賃借料について支払った家賃月額額の2分の1の額又は月額最大2万5千円を最長2年間助成	令和3年3月31日 まで	予算の範囲内	農林振興課	0238-52-1827	-	⑨住宅助成
96	㉕高畠町	農地賃借料補助事業	認定新規就農者で、町内の農地について農地法等による賃借契約を結んでおり、町税（国民健康保険を含む。）の滞納がない者で、町内に転入した者	賃借可能農地の情報を集約し、情報提供等を行う認定新規就農者が新たに農地を借り受けた場合、農地賃借料年額の1/2（上限10万円）を最長2年間助成	令和3年3月31日 まで	予算の範囲内	農林振興課	0238-52-1827	-	⑧農地取得支援
97	㉖川西町	新規就農総合支援事業	認定就農者	農業技術、幅広い知識及び情報の習得のための必要な経費を助成。研修に要する経費の2/3又は10万円のいずれか低い額。	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	予算の範囲内	産業振興課	0238-42-6642	http://www.town.kawanishi.yamagata.jp	④研修費用助成
98	㉖川西町	経営発展資金利子助成事業	認定農業者及び認定就農者	資金の借入に係る利子助成。 融資額：50万円以上500万円以内 利率：1.5%（町の利子助成により実質無利子）	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	予算の範囲内	産業振興課	0238-42-6642	http://www.town.kawanishi.yamagata.jp	⑤営農費用助成
99	㉖川西町	新規就農総合支援事業	認定就農者	農地の地代、農業用施設、機械リース料を助成。年間自己負担額の1/2又は10万円のいずれか低い額。3年以内	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	予算の範囲内	産業振興課	0238-42-6642	http://www.town.kawanishi.yamagata.jp	⑤営農費用助成
100	㉖川西町	新規就農総合支援事業	①認定就農者 ②町内の農地を所有権移転と売買契約をして農地取得した者 ③農業次世代人材投資事業経営開始型非対象者	農地取得にかかる経費の1/2（上限50万円）を補助	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	予算の範囲内	産業振興課	0238-42-6642	http://www.town.kawanishi.yamagata.jp	⑧農地取得支援
101	㉖川西町	新規就農総合支援事業	①認定就農者 ②町外からの新規就農者又は研修生	町外からの新規就農者又は研修生で、町内の賃借住宅に居住している者への家賃の助成。1/2又は10万円のいずれか低い額。3年以内	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	予算の範囲内	産業振興課	0238-42-6642	http://www.town.kawanishi.yamagata.jp	⑨住宅助成
102	㉖川西町	新規就農総合支援事業	①認定就農者 ②農業次世代人材投資事業経営開始型非対象者	施設、機械（中古を含む）、種苗費等の営農に係る経費の1/2を補助。上限30万円。	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	予算の範囲内	産業振興課	0238-42-6642	http://www.town.kawanishi.yamagata.jp	⑤営農費用助成
103	㉖川西町	新規就農総合支援事業	50歳以上の認定就農者（農業次世代人材投資事業経営開始型非対象者）	50歳以上の認定就農者に対して、就農奨励金30万円を支給。認定期間中1回限り。	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	予算の範囲内	産業振興課	0238-42-6642	http://www.town.kawanishi.yamagata.jp	⑫その他
104	㉗長井市	長井市生き生き就農家賃支援事業	農業次世代新規就農者（準備型又は経営開始型、農の雇用）対象者への家賃補助	賃借住宅家賃の年間自己負担額の1/2又は36万円のいずれか低い額を助成。3年間。	随時募集	予算の範囲内	産業活力推進課	0238-87-0826	http://www.city.nagai.yamagata.jp/	⑨住宅助成
105	㉗長井市	長井市生き生き就農移住支援事業	農業次世代新規就農者（準備型又は経営開始型、農の雇用）対象者で、本市に移住する者	40万円（夫婦で移住の場合は50万円）	随時募集	予算の範囲内	産業活力推進課	0238-87-0826	http://www.city.nagai.yamagata.jp/	⑫その他
106	㉗長井市	長井市生き生き就農研修支援事業	農業次世代新規就農者（準備型又は農の雇用）対象者で、研修を受ける者	準備型の研修生で移住者の場合：月5万円 最長2年間 準備型の研修生で市民の場合：月3万円 最長2年間 農の雇用による研修者の場合：2万円 最長2年間	随時募集	予算の範囲内	産業活力推進課	0238-87-0826	http://www.city.nagai.yamagata.jp/	④研修費用助成
107	㉗長井市	長井市生き生き就農機械施設整備事業	農業次世代新規就農者（経営開始型）対象者	①軽トラック等（貨物車）（3分の1補助で上限30万円） ②トラクター（2分の1で上限50万円） ③管理機（2分の1で20万円が上限） ④収穫・出荷用等機械（2分の1以内で20万円が上限） ⑤ハウス（2分の1以内で30万円が上限） ⑥市長特認（2分の1以内で20万円上限） 各制度1回限り。	随時募集	予算の範囲内	産業活力推進課	0238-87-0826	http://www.city.nagai.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
108	㉗長井市	長井市生き生き就農農地等賃借支援事業	農業次世代新規就農者（経営開始型）対象者	農地賃借料の2分の1以内で年間30万円が上限。3年間。	随時募集	予算の範囲内	産業活力推進課	0238-87-0826	http://www.city.nagai.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
109	㉗長井市	長井市研修生受入農家支援事業	研修生受入農家	農業次世代人材投資事業（準備型）の給付対象者の研修生受入農家に対し、研修生1名を受け入れた場合1万円/月支援。研修生2名を受け入れた場合1.5万円/月、研修生3名以上を受け入れた場合2万円/月。	随時募集	予算の範囲内	産業活力推進課	0238-87-0826	http://www.city.nagai.yamagata.jp/	⑦受入農家への助成
110	㉘小国町	創農チャレンジ応援給付金事業	・継続して就農が見込まれる者 ・サポーター（地域の認定農業者）から助言・指導が得られるもの	新規就農希望者に対して、原則1年、年間120万円の給付金を給付	随時募集	2	産業振興課	0238-62-2408	-	⑪所得確保（給付金等）
111	㉙白鷹町	新規就農者育成支援事業（賃借住宅助成）	・本籍及び前住所が町外であること ・居住開始から3年未満の者 ・他の事業などで家賃補助を受けていない者及び公営住宅に入居していない者 ・「農業経営計画」を有する者 ・農業経営計画の実現を保証又はサポートする者がいる者	賃借住宅の家賃補助（年間賃借料の1/2又は36万円のいずれか低い方）3年間上限。	随時	予算範囲内	農林課	0238-85-6107	-	⑨住宅助成
112	㉙白鷹町	新規就農者育成支援事業（住宅購入助成）	・本籍及び前住所が町外であること ・取得した住宅に5年以上居住すること ・他の事業などで家賃補助を受けていない者及び公営住宅に入居していない者 ・「農業経営計画」を有する者 ・農業経営計画の実現を保証又はサポートする者がいる者	戸建て住宅を購入した場合、1回に限り80万円を助成	随時	予算範囲内	農林課	0238-85-6107	-	⑨住宅助成

No.	自治体等名	事業・支援名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
113	㊤白鷹町	新規就農者育成支援事業（機械・施設等導入支援）	・本籍及び前住所が町外であること ・取得した機械及び施設等を耐用年数期間に基づき使用する者 ・「農業経営計画」を有する者 ・農業経営計画の実現を保証又はサポートする者がいる者 ・機械及び施設等を本人名義で取得する者	機械・設備整備に要する経費の1/2又は50万円のいずれか低い額を助成（1人1回限り）	随時	予算範囲内	農林課	0238-85-6107	-	⑤営農費用助成
114	㊤飯豊町	経営自立安定支援事業	・園芸ハウス等の新設及び使用を申請者本人が行っていること ・対象施設は、一体不可分な附帯施設を含む施設本体とする。	施設取得費用を助成。助成額は費用の1%以内で、事業対象期間は3年以内	随時募集	予算の範囲内	農林振興課	0238-87-0524	http://www.town.iide.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
115	㊤飯豊町	1ターン就農促進支援事業	県外からの新規就農者又は研修生で町内の賃貸借住宅に居住していること	賃貸住宅の家賃を助成。年間負担額の1/2又は24万円のいずれか低い額を上限として支給。ただし、事業対象期間は3年以内	随時募集	予算の範囲内	農林振興課	0238-87-0524	http://www.town.iide.yamagata.jp/	⑨住宅助成
116	㊤飯豊町	いいですな定住推進事業	仕事として農業または林業を始めることを目的として町外から転入された方が住宅を新築または購入する場合（転入の際町内に所在する民間の賃貸、アパート、公営住宅等に入居した新規就農林業者が、転入の日から起算して10年以内に住宅を取得し転居をした場合）	住宅を新築又は購入した場合、一世帯につき1回に限り奨励金を交付。新規就農者100万円	随時募集	予算の範囲内	企画課	0238-87-0521	http://www.town.iide.yamagata.jp/	⑨住宅助成
117	㊤飯豊町	農業体験、短期研修事業	町外からの農業体験、短期研修する場合	町内の農家等を視察訪問して農業体験、短期研修を行う場合、交通費の1/2又は1万円のいずれか低い額を助成、受入農家には研修に係る経費を助成	随時募集	予算の範囲内	農林振興課	0238-87-0524	http://www.town.iide.yamagata.jp/	②農業体験
118	㊤飯豊町	青年組織支援事業	青年農業者組織で町内の青年農業者、1ターン・Uターン者との交流及び農業者研修に必要な経費	対象経費の1/2または82,000円のいずれか低い額を上限として支給	随時募集	予算の範囲内	農林振興課	0238-87-0524	http://www.town.iide.yamagata.jp/	④研修費用助成
119	㊤飯豊町	農機具等整備支援事業	新規就農者で農業経営に必要な30万円未満の農業用機械・設備を取得する場合。ただし、汎用性の高い機械・設備等は除く。	対象経費の1/3以内を上限として支給	随時募集	予算の範囲内	農林振興課	0238-87-0524	http://www.town.iide.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
120	㊤飯豊町	土地改良費補助事業	認定新規就農者	農地を良好にするために行う工事等（畦畔除去、砂利除去、水路工事、暗渠埋設、農地改良）の費用を助成。対象経費の1/3もしくは10万円のいずれか低い額を上限として補助金を交付する。認定期間内に最大3回まで支援する。	随時募集	予算の範囲内	農林振興課	0238-87-0524	http://www.town.iide.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
121	㊤飯豊町	1ターン就農ステップアップ支援事業	1ターン就農者で、10年以上専業で農業を継続している者であり、認定農業者であること。	農業経営に必要な農業用機械・設備の取得費用に対し、1/3もしくは10万円のいずれか低い額を上限として補助金を交付する。ただし、10年に1回の支援とする。	随時募集	予算の範囲内	農林振興課	0238-87-0524	http://www.town.iide.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
122	㊤鶴岡市	鶴岡市新規就農定着アドバイザー	-	新規就農定着アドバイザーを設置し、新規就農者の相談・指導を実施	-	-	農政課	0235-25-2111	-	①就農相談
123	㊤鶴岡市	鶴岡市新規就農者研修受入協議会	-	希望する研修内容・将来の農業経営の構想等を確認したのち、協議会に登録した研修受入農家のもとで最大2年間の研修を実施。農業次世代人材投資事業（準備型）を活用しながら研修を受けることも可	-	-	農政課	0235-25-2111	-	③研修制度
124	㊤鶴岡市	オーダーメイド型独立就農支援事業	以下のいずれにも該当する者 ・就農時の年齢が49歳以下の者 ・就農後5年を経過しない新規就農者 ・年間農業所得目標200万円を目指す事業計画を策定した者	農業所得目標の達成に直接的に必要な事業に要する経費であり、国、県の補助事業の対象とならない小規模な農業用機械、施設の導入等に係る経費 事業費10万円～150万円 土地の取得及び賃借に係る経費、人件費、単に肥育の用に供する家畜の購入経費は対象外	-	-	農政課	0235-25-2111	http://www.city.tsuruoka.lg.jp/	⑤営農費用助成
125	㊤鶴岡市	鶴岡市UIターン就農者支援事業（農業用機械・農業用ハウス賃借料支援）	・転入後10年を経過しないUIターン就農者のうち、以下の条件を満たす者 ・認定新規就農者であって、かつ、人・農地プランの中心経営体である者	農業用機械・農業用ハウスの賃借料を助成。年額の1/2又は5万円のいずれか低い額	-	-	農政課	0235-25-2111	http://www.city.tsuruoka.lg.jp/	⑤営農費用助成
126	㊤鶴岡市	鶴岡市UIターン就農者支援事業（住宅家賃支援）	転入後10年を経過しないUIターン就農者のうち、以下のいずれかに該当する者 ①県が認定する就農準備機関で農業研修を受ける者 ②認定新規就農者であって、かつ、人・農地プランの中心経営体である者	賃貸住宅等の家賃を助成。金額は、住宅家賃月額又は4万円のいずれか低い額に、入居月数を乗じて得た額以内	-	-	農政課	0235-25-2111	http://www.city.tsuruoka.lg.jp/	⑨住宅助成
127	㊤鶴岡市	鶴岡市UIターン就農者支援事業（農地賃借料支援）	転入後10年を経過しないUIターン就農者のうち、以下の条件を満たす者 ・認定新規就農者であって、かつ、人・農地プランの中心経営体である者	農地賃借料を助成。金額は農地の賃借料年額と鶴岡市農業委員会が提供する市平均額のいずれか低い額 ※交付額の上限定あり	-	-	農政課	0235-25-2111	http://www.city.tsuruoka.lg.jp/	⑤営農費用助成
128	㊤鶴岡市	農業研修奨学金制度	49歳以下で親元就農している者又は農の雇用で雇用されている者で年間30日以上農業研修を行う者。	研修会への参加や先進農家等での栽培技術の研修を行った場合に農業研修奨学金を支給	-	-	農政課	0235-25-2111	http://www.city.tsuruoka.lg.jp/	④研修費用助成
129	㊤鶴岡市	アグリランドバンク事業（新規就農支援型）	認定新規就農者（親元就農除く）	新規就農者支援の観点から経営耕地の一部を貸し付けできる農業者（新規就農者支援農業者）をあらかじめ募り、新規就農者から借り受け希望があった場合に、双方の面接を経て貸借へと繋げていく。※貸付できる面積の上限定あり	-	-	農業委員会事務局	0235-64-5868	http://www.city.tsuruoka.lg.jp/	⑧農地取得支援
130	㊤鶴岡市	食と農のビジネス塾	食と農でビジネスを行いたい方、さらにビジネスを発展させたい方、こうした方々を支援したい方、協力したい方	農業を志す方が優れた経営感覚と販売ノウハウを修得することを目的として、「食と農のビジネス塾」を開講。 <講義内容> 食と農に関する基礎、経営、加工、販売、農業技術、ビジネス計画書作成	-	定員40名	地域定住農業者育成コンソーシアム事務局（山形大学農学部内）	070-2011-5615	-	③研修制度

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
131	①鶴岡市	農業スタートアップ塾	①農業生産を行おうとする者、行っている者 ②農業生産を支援しようとしている者、支援している者 ③農業生産に協力しようとしている者、協力している者	農業生産に関わる基礎及び技術を養成するために、山形大学農学部で履修証明プログラム「農業スタートアップ塾」を開講。 <講義内容> 水田作物学・畑作物学等、大学で開講される正規の科目のうち、農業を開始する上で参考になる科目で編成する。	—	定員10名	地域定住農業者育成コンソーシアム事務局（山形大学農学部内）	070-2011-5615	—	③研修制度
132	②三川町	農産所得拡大支援事業	町内農業者及び団体等	・園芸ハウス整備、機械設備導入（1/2以内上限100万） ・販路開拓支援（2/3以内上限20万円） ・新規作物導入支援（2/3以内上限15万円） ・菜花振興対策支援（3,300円/a）	随時募集	特になし	産業振興課	0235-35-7017	http://www.town.mikawa.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
133	②三川町	リーディングファーマーズ銀行事業	町内農業者及び団体等	機械施設等導入のために借り入れた融資に対して利子補給（3年を上限）	随時募集	特になし	産業振興課	0235-35-7017	http://www.town.mikawa.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
134	②三川町	先進農業見聞支援事業	町内農業者及び団体等	・個人 1/3以内①海外上限4万円②国内上限3万円 ・法人、団体 海外、国内問わず上限30万円	随時募集	特になし	産業振興課	0235-35-7017	http://www.town.mikawa.yamagata.jp/	④研修費用助成
135	③酒田市	さかたでアグリ支援事業	県外からの移住者	近隣の仙台市で開催される新規就農相談イベントに参加し、就農希望者を呼び込む。	随時募集	特になし	農政課	0234-26-5766	http://www.city.sakata.lg.jp/	①就農相談
			新たに独立・自営で農業を経営する意欲のある者で、青年等就農計画の認定を受けた者	新規就農希望者に対し、土地借上料、資材等の購入、農業用の機械借上料等に対し助成（定額、上限1,000千円）	随時募集	2名程度	農政課	0234-26-5766	http://www.city.sakata.lg.jp/	⑤営農費用助成
136	③酒田市	スマート農業推進事業	農業体験・短期研修希望者に対する指導能力のある農業経営体	農業体験・短期研修希望者のインターンシップ受入について、研修生1人につき1日当たり20,000円の謝金	随時募集	5名程度	農政課	0234-26-5766	http://www.city.sakata.lg.jp/	⑦受入農家への助成
137	⑤遊佐町	新規就農者支援事業（資格取得）	農業次世代人材投資事業又は遊佐町チャレンジファーム事業の交付を受けている者	農業経営に必要な資格取得にかかる費用を助成（補助率1/2、上限100千円）	随時募集	3名程度	産業課	0234-72-5882	http://www.town.yuza.yamagata.jp	④研修費用助成
138	⑤遊佐町	遊佐町チャレンジファーム事業（生活支援）	遊佐町に生活の本拠を置きながら、町内で農業研修を受ける者	研修期間が6ヵ月以上の研修生に対し、生活費の一部を助成（町内在住者2万円、町外出身者4万円、最長2年間）	随時募集	2名程度	産業課	0234-72-5882	http://www.town.yuza.yamagata.jp	⑩所得確保（給付金等）
139	⑤遊佐町	遊佐町チャレンジファーム事業（住宅支援）	遊佐町に生活の本拠を置きながら、町内で農業研修を受ける者及び町内で就農している農業次世代人材投資事業（経営開始型）受給者に対し、住宅支援として家賃相当額を助成（上限月額4万円、最長2年間）	研修期間が6ヵ月以上の研修生及び町内で就農している農業次世代人材投資事業（経営開始型）受給者に対し、住宅支援として家賃相当額を助成（上限月額4万円、最長2年間）	随時募集	2名程度	産業課	0234-72-5882	http://www.town.yuza.yamagata.jp	⑨住宅助成
140	⑤遊佐町	遊佐町チャレンジファーム事業（研修生受入支援）	町内の研修生受入農家	研修生受入農家に対し、研修期間中の研修経費として月額2万円を助成	随時募集	2名程度	産業課	0234-72-5882	http://www.town.yuza.yamagata.jp	⑦受入農家への助成
141	⑤遊佐町	チャレンジファーム農業研修生空き家利活用住宅整備事業	農業次世代人材投資事業又は遊佐町チャレンジファーム事業の交付を受けている者の内、町外出身者である者	町が空き家を借上げ、リフォーム後（住宅一棟につき、500万円を上限に構造上必要な箇所の修繕）に農業研修生等に貸し出す（最長2年間）	随時募集	4名程度	産業課	0234-72-5882	http://www.town.yuza.yamagata.jp	⑨住宅助成